

令和6年7月16日
農林水産部治山課

災害に強い森づくり（第4期対策）事業検証委員会

～兵庫県の将来の森林のあり方を見据えて～

目次

1. 開会

- (1) あいさつ
- (2) 委員及び県職員（幹部）の紹介
- (3) 委員会の概要（設置要綱等の説明）
- (4) 委員長の選出
- (5) 傍聴者の確認
- (6) 職務代理者の指名

2. 議事

- (1) 委員会スケジュールについて
- (2) 災害に強い森づくり事業（事業の概要、整備効果の検証、社会情勢の変化に伴う新たな課題）について
- (3) 県民緑税と森林環境税（森林環境譲与税）について

3. その他

- (1) 質疑
- (2) 事務連絡

4. 閉会

- (1) あいさつ

2. 議事

- (1) 委員会スケジュールについて
- (2) 災害に強い森づくり事業（事業の概要、整備効果の検証、社会情勢の変化に伴う新たな課題）について
- (3) 県民緑税と森林環境税（森林環境譲与税）について

委員会スケジュール

回次	開催日	主な内容
第1回	R6.7.16(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○事業の概要、第1～3期の検証結果と成果の共有。 ○第4期の検証内容・方向性、課題の共有。 ○社会情勢の変化等を踏まえた新たな課題の整理。 ○県民緑税と森林環境税の概要、兵庫県が考える棲み分けの説明。
現地調査	R6.8.23(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○事業イメージの醸成。 (※場所は選定中、参加機会確保の観点から2回実施)
	R6.8.28(水)	
第2回	R6.9.9(月)	<ul style="list-style-type: none"> ○第4期検証結果（途中経過含む）の報告。 ○課題解決に向けた対応策の整理。 ○県民緑税と森林環境譲与税の棲み分けの整理。 ○中間報告（案）の審議。
—	R6.10月	<ul style="list-style-type: none"> ○中間報告とりまとめ (※第2回委員会でいただいたご意見をもとに、委員長＋事務局で修正案を作成後、各委員へ配布しご了解いただく方法を予定)
第3回	R6.12.24(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○第4期検証結果（経過）の評価。 ○次期対策に向けた提言内容の検討。 ○報告書（素案）の審議。 ○県民向けPRに対する意見交換。
第4回	R7.2.13(木)	<ul style="list-style-type: none"> ○最終とりまとめ。 (※次期対策に向けた提言、報告書（案）の審議)

2. 議事

- (1) 委員会スケジュールについて
- (2) 災害に強い森づくり事業（事業の概要、整備効果の検証、社会情勢の変化に伴う新たな課題）について
- (3) 県民緑税と森林環境税（森林環境譲与税）について

災害に強い森づくり事業について

1. 事業の概要

- 平成16年の相次ぐ台風災害を踏まえ、森林の防災面での機能強化を図るため、平成18年度から「県民緑税」を導入して、「災害に強い森づくり」事業を展開。

- 県民緑税（県民税均等割の超過課税）の概要

①超過税率…個人=800円/年 法人=資本金等の額に応じて2,000～80,000円/年

②税収規模…5年間で120億円（個人100億円、法人20億円）

→うち約7割を「災害に強い森づくり事業」に、約3割を「県民まちなみ緑化事業（都市環境の改善や防災性の向上等を目的）」に充当。

- 現在、第4期（R3～R7）の4年目を迎えており、概ね順調に事業を実施。

<事業実績【H18～R5】>

	第1期 H18～H22	第2期 H23～H27	第3期 H28～R2	第4期 R3～R5	計
実績／計画（ha）	16,753／16,733	11,514／10,963	10,077／9,088	4,894／5,234	43,238／42,018
進捗（％）	100.1%	105.0%	110.9%	93.5%	102.9%

災害に強い森づくり事業について





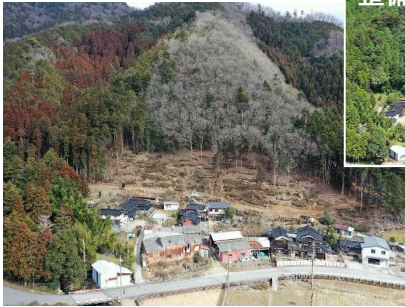

2. これまでの取り組み

- ・ 期間中に発生した災害等、新たな課題に対応しながら事業を実施。

期別	新たな課題等	対応
第1期 (H18～22)	○ <u>H21年8月(台風9号災)</u>	<p><第2期での対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災状況から整備対象地を見直し（緊急防災林整備（溪流対策）の新設） ○住民の自発的な取り組み支援を追加（住民参画型森林整備の新設）
第2期 (H23～27)	○ <u>H26年8月(豪雨災害)</u>	<p><第3期での対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ○六甲山系における森林防災機能の強化（都市山防災林整備の新設）
第3期 (H28～R2)	○ <u>H30年7月(豪雨災害)</u>	<p><第4期での対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ○山地災害危険地区の再評価に伴い整備対象地を精査（緊急防災林整備、里山防災林整備の計画増）




災害に強い森づくり事業について

3. 現行対策（第4期）の概要

区分	事業概要及び実施方針
<p>緊急防災林整備（斜面対策）〔18.3億円〕 4,500ha R5末：2,456ha(54.6%)</p> <p>緊急防災林整備（溪流対策）〔10.1億円〕 136ha（68溪流） R5末：60ha（44.1%）</p>	<p>山地災害の危険性が高い流域において、山腹斜面で伐採木を使用した土留工を、溪流沿いで簡易流木止め施設等を整備。</p> <p>【整備内容】 斜面对策：伐採木を使用した土留工、シカ不嗜好性樹種の植栽等 溪流対策：危険木除去、災害緩衝林整備、簡易流木止め施設等</p> <p>【事業主体】 斜面对策：市町、森林組合等の林業事業者、ひょうご農林機構、森林所有者等 溪流対策：県（ひょうご農林機構へ委託）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>
<p>針葉樹林と広葉樹林の混交整備〔14.7億円〕 1,000ha（40箇所） R5末：427ha(42.7%)</p>	<p>大面積に広がる手入れ不足の高齢人工林を部分伐採し、その跡地に広葉樹を植栽することにより、気象災害、土砂災害に抵抗性の高い多様な森林へ誘導。</p> <p>【整備内容】 広葉樹林整備（植栽、獣害防護柵）、作業道開設、伐採木を使用した土留工等</p> <p>【事業主体】 市町（実施：森林組合等の林業事業者、ひょうご農林機構、森林所有者等）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>
<p>里山防災林整備 〔25.9億円〕 1,000ha（100箇所） R5末：806ha(80.6%)</p>	<p>集落に近接する未整備森林を、豪雨、暴風等による倒木や崩壊を誘発しない森林へ誘導。</p> <p>【整備内容】 危険木伐採などの森林整備、簡易防災施設整備等 地域住民による防災活動への支援（防災学習会等の開催等）</p> <p>【事業主体】 県（ひょうご農林機構へ委託）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>

災害に強い森づくり事業について

4. 現行対策（第4期）の概要

区分	事業概要及び実施方針
<p>野生動物共生林整備 〔1,460百万円〕 1,805ha（75箇所） R5末：984ha(54.5%)</p>	<p>野生動物による農作物被害が深刻で、住民の取り組み意欲が高い地域の森林を対象に、人と野生動物の棲み分けを図るバッファゾーンの設置や、野生動物の餌となる樹種の植栽・広葉樹林整備により野生動物の生息地となる森林を整備。</p> <p>【整備内容】 バッファゾーン整備、広葉樹林整備、植生保護柵設置、管理道の開設等</p> <p>【事業主体】 県（ひょうご農林機構へ委託）</p> 
<p>住民参画型森林整備 〔140百万円〕 100ha（50箇所） R5末：41ha(41.0%)</p>	<p>地域住民やボランティア団体等による自発的な「災害に強い森づくり」活動に対し、資機材の購入経費や危険作業の委託経費等を支援。</p> <p>【支援内容】 資機材の購入経費、大型機械のリース料、大径木伐採等の危険を伴う作業の委託費等 整備や整備後の維持管理などに必要な知識や技術習得のための講習・研修会</p> <p>【事業主体】 市町（実施主体：自治会、森林ボランティア団体等）</p> 
<p>都市山防災林整備 〔305百万円〕 200ha（20箇所） R5末：120ha(60.0%)</p>	<p>六甲山系において、立木が過密状態にあり、下草が生育していないなど危険な森林を対象に、防災機能を強化するための森林整備や土留工の設置等を実施。</p> <p>【整備内容】 広葉樹林の間伐、伐採木を利用した土留工の設置、高齢大径木の伐採等</p> <p>【事業主体】 六甲山系の市（神戸市・西宮市）</p> 

災害に強い森づくり事業について

4. 県民緑税を活用した事業のイメージ

針葉樹林と広葉樹林の混交整備



里山防災林整備



住民参画型森林整備



緊急防災林整備（溪流対策）



緊急防災林整備（斜面对策）



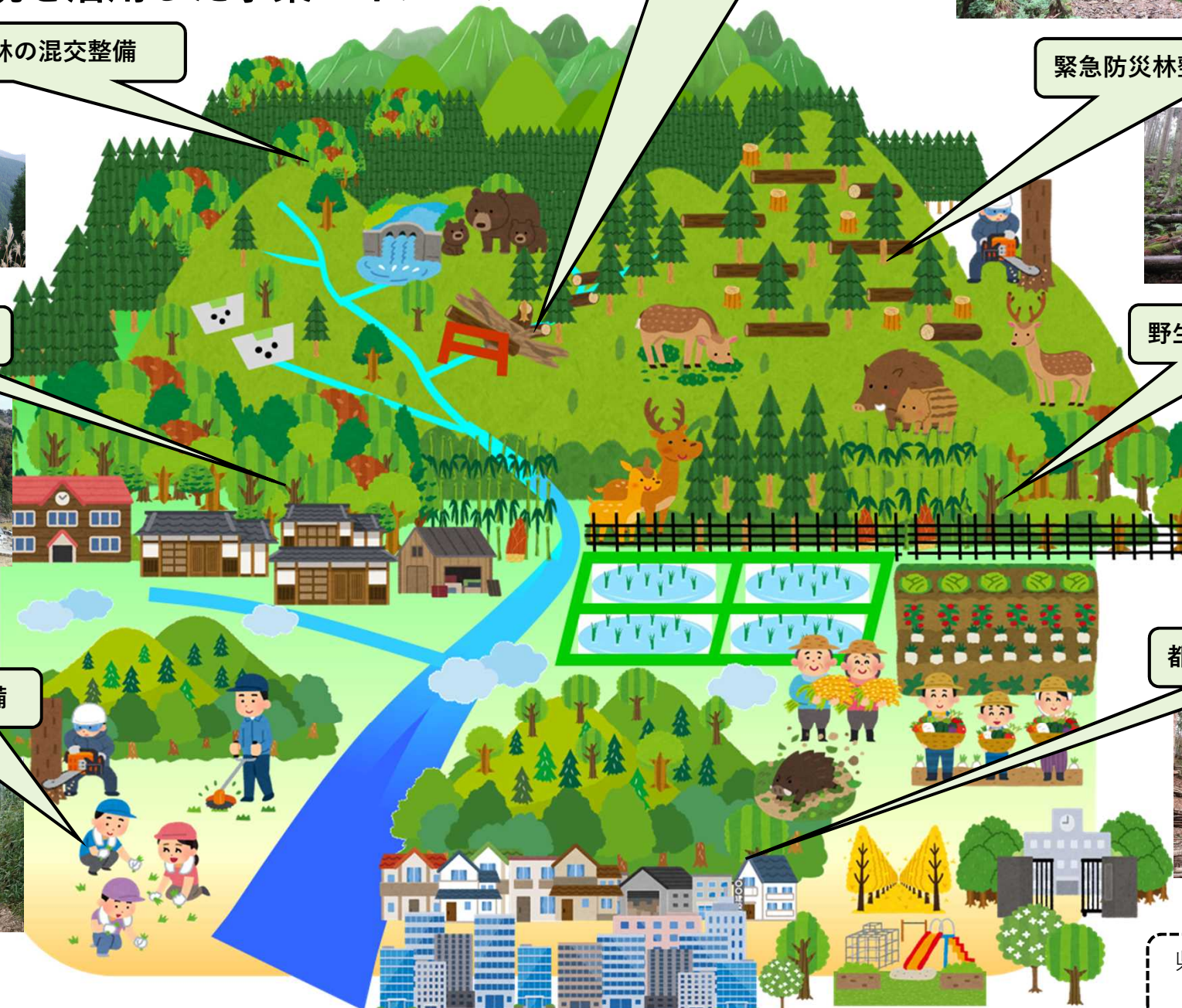
野生動物共生林整備



都市山防災林整備



県民まちなみ緑化事業
（都市政策課）



2. 議事

- (1) 委員会スケジュールについて
- (2) 災害に強い森づくり事業（事業の概要、整備効果の検証、社会情勢の変化に伴う新たな課題）について
- (3) 県民緑税と森林環境税（森林環境譲与税）について

災害に強い森づくり事業について

3. 第3期対策の評価

①土砂流出防止効果

土砂の流出が、5年間で25mプール約97杯分（34,935m³）防止

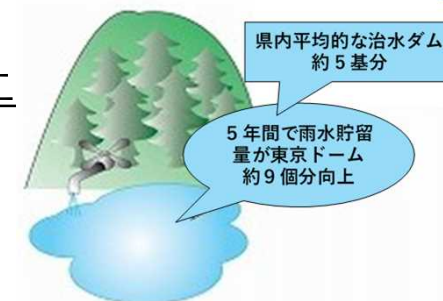
※ 25mプールの容積：360m³（砂防ダム平均抑止量約4,800m³の約7基分）



②水資源貯留効果

雨水を貯留する量が、5年間で東京ドーム約9個分（1,082万m³）向上

※ 東京ドームの容積：124万m³（県内治水ダム平均値約218万m³の約5基分）

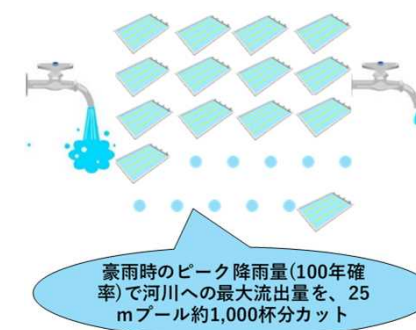


③洪水緩和効果

豪雨時のピーク降雨量(100年確率)で河川への最大流出量を、25mプール約1,000杯分（363,600m³/時間）カット

※ 25mプールの容積：360m³（363,600m³/時間=202m³/秒×3,600×1/2）

202m³/秒は、引原ダムの洪水調整機能（H23台風12号時、228m³/秒）に相当



④豪雨後の緊急点検

平成30年7月豪雨後の整備地（98箇所）の緊急点検でも被害はなく、高い整備効果があることが判明

2. 議事

- (1) 委員会スケジュールについて
- (2) 災害に強い森づくり事業（事業の概要、整備効果の検証、**社会情勢の変化に伴う新たな課題**）について
- (3) 県民緑税と森林環境税（森林環境譲与税）について

社会情勢の変化に伴う新たな課題

1. 災害発生が危惧される森林の増加

(1) 山地災害危険地区数の増加

- ・ 線状降水帯の多発等により、台風や前線豪雨による災害が全国的に甚大化。
- ・ より高精度な森林情報（航空レーザ測量）の整備により、山地災害危険地区を見直し。



H16災害
台風による風倒木被害（朝来市）



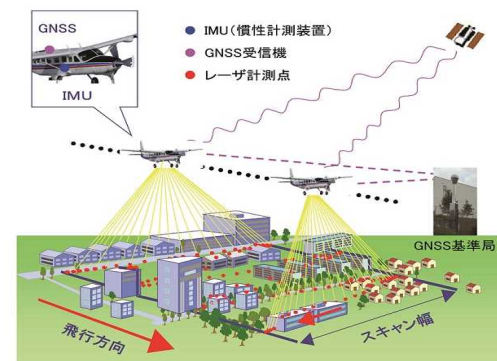
H26災害
流木・土砂が下流の集落へ流出（丹波市）

現状：見直しにより、災害発生リスクの高い森林が表面化

	(H31.3月)→(R6.3月)
崩壊土砂流出危険地	5,753→7,314 【+1,561箇所】
山腹崩壊危険地	3,190→3,327 【+ 137箇所】

課題：被災リスクの高い未整備箇所の対応が急務

対策：簡易防災施設等の整備により森林の防災機能を強化



【ポイント】

これまで見逃されてきた場所でも災害の発生リスクを意識。

※近年、県内で大きな災害の発生なし。

災害への危機意識が薄れつつある中、森林の防災機能を考えるきっかけに寄与。

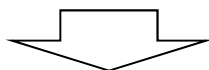
社会情勢の変化に伴う新たな課題

2. 県全体の森林管理における課題

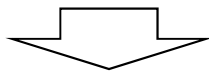
(1) 木材生産による収益性が見込めない高齢人工林の適切な管理

- ・人工林の約8割が、利用可能な「伐期（46年生以上）」に到達。
- ・木材価格の低迷、生産コストの増加等により収益性が悪化。

現状：不採算森林の保育施業が滞り、手入れ不足の森林増加が懸念



課題：放置により風倒などの気象害リスクが増大

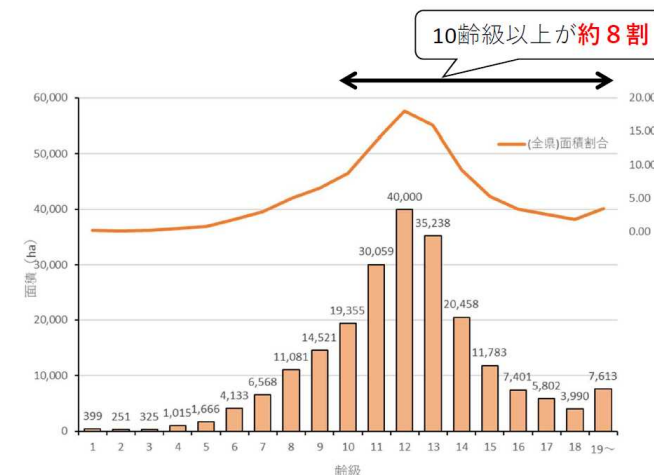


対策：気象害に強い針広混交林へ誘導

【ポイント】

対象となる高齢人工林は、経年とともに今後も増加。

※防災上重要な位置づけにある流域では、早期かつ確実に針広混交林へ誘導するなど防災機能を高めることが重要。



県内民有林人工林の齢級構成

国の支援が「木材生産」優先にシフト。
保育間伐への支援が不足。



広葉樹植栽地周辺の整備も重要

社会情勢の変化に伴う新たな課題

3. 野生動物被害の深刻化

(1) 人家等に隣接した森林の適切な管理

- ・ 集落裏山の手入れ不足により、野生動物が棲み着く。
- ・ 特にシカ、イノシシの被害が深刻化。



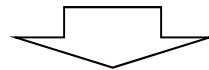
イノシシに踏み荒らされた水田

獣害による皮剥ぎ被害を受けた集落裏山

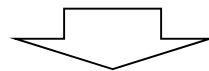


アンケート実施集落の3分の2が獣害に悩まされている。
→2,022集落/3,275集落

現状：地域の最重要課題を「獣害対策」と位置づけている集落が増加



課題：農地被害だけでなく集落裏山の森林が荒廃し、災害リスクが増大



対策：防護柵の設置（他事業）と合わせた効果的な整備を実施

【ポイント】

獣害は都市部・郡部に共通した課題。（都市部では生活被害も大きな問題）

※被害の軽減には、整備後の森林と防護柵の適切な管理を継続していくことが重要。

社会情勢の変化に伴う新たな課題

4. 住民等の自主活動に対する支援の継続

(1) 住民等の自主的な活動を後押し

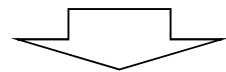
- ・ 防災への参画と協働。（個人から企業まで幅広く）
- ・ SDGsや生物多様性等の意識が広く定着。

チッパーを活用して伐採竹を処理（神戸市）

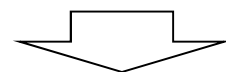


企業活動による森林整備（K社）

現状： コロナ禍で停滞していた住民等の活動が再開



課題： 自分たちで身近なフィールド（森林）を守るという自発的活動に対する支援



対策： 支援策の継続



- ・ 資機材の購入等、活動開始時にネックとなる初期投資の軽減。
- ・ 委託による危険・重労働の回避により活動しやすい環境を提供。

【ポイント】

※「県民総参加で取り組む」という 県民緑税の基本理念に沿った自発的な取り組み を継続して下支えすることが重要。

2. 議事

- (1) 委員会スケジュールについて
- (2) 災害に強い森づくり事業（事業の概要、整備効果の検証、社会情勢の変化に伴う新たな課題）について
- (3) 県民緑税と森林環境税（森林環境譲与税）について

県民緑税と森林環境税（森林環境譲与税）について

1. 両税の概要

税種別	県民緑税（県税）	森林環境税（国税）
根拠法令等	県民緑税条例	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律
税率	個人：800円 法人：2,000円～80,000円（資本金等の額による）	個人：1,000円
仕組み	豊かな「緑」を次世代に引き継いでいくため、県民共通の財産である「緑」の保全・再生を社会全体で支え、県民総参加で取り組む仕組み。	CO2吸収源対策や国土の保全、水源涵養等、国民に広く恩恵を与える森林の整備等に必要な費用を、国民で等しく負担を分担して森林を支える仕組み。
概要	<p>○災害に強い森づくり【R5実績額：1,647百万円/年】 平成16年の相次ぐ台風災害を踏まえ、森林の防災面での機能強化を図り、森林が持つ公益的機能を十分に発揮させるため、災害に強い森づくりを実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急防災林整備（斜面对策） ・緊急防災林整備（溪流対策） ・針葉樹林と広葉樹林の混交整備 ・里山林防災整備 ・野生動物共生林整備 ・住民参画型森林整備 ・都市山防災林整備 <p>○県民まちなみ緑化【R5実績額：586百万円/年】</p>	<p>○主な使途（市町）【R6譲与予定額：1,771百万円/年】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林整備に関する施策 ・森林整備を担う人材育成及び確保 ・公益的機能に関する普及啓発 ・木材利用の促進 等 <p>○主な使途（県）【R6譲与予定額：196百万円/年】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町が実施する各種施策の支援 ・県が実施する人材育成や木材の利用促進に関する施策。

県民緑税と森林環境税（森林環境譲与税）について

2. 他府県等における超過課税の状況

(1) 導入状況

- ・平成15年度に高知県で導入されて以降、現在37府県及び1市で導入。
- ・課税方式は、府県民税等均等割への上乗せ
個人：300～1,200円
法人：均等割額の5～12.5%相当額の上乗せ
- ・課税期間は多くの府県が5年間の時限措置。
- ・本県と同様、期限前に取組み内容やその効果について検証・評価し、事業評価委員会や県議会、県民アンケート等の意見を踏まえて今後のあり方を検討。
- ・森林環境税の徴収（R6.6月から開始）に伴い、両税の棲み分け等が焦点。

【ポイント】

6月以降、本県にも複数の問合せあり。

※納税者に対する分かり易い情報発信が求められている。

県民緑税と森林環境税（森林環境譲与税）について

2. 他府県等における超過課税の状況

（2）森林環境税（森林環境譲与税）の導入に伴う影響

- ・ 全ての府県等において、森林環境譲与税と超過課税の使途が重複しないよう整理。
- ・ 約8割の府県等において、HP等で棲み分けを公表。
- ・ 森林整備をはじめ、様々な用途に活用。
- ・ 森林環境税の導入に合わせて、超過課税の名称や取組み内容の仕分けを変更した府県あり。

例) 税の名称変更

- ・ 山梨県 森林環境税 → 森林及び環境保全に係る県民税
- ・ 鳥取県 森林環境保全税 → 豊かな森づくり協働税

例) 取組み内容の仕分け

- ・ 愛知県 人材育成や木材利用は超過課税の充当を廃止。
- ・ 高知県 森林整備は森林環境譲与税へ。超過課税は普及啓発等のソフト中心に。
- ・ 福岡県 頻発化・激甚化する災害に対し、本県を参考にした防災施設メニューを追加。

【ポイント】

※地域の実情に応じて、森林環境税との使途整理は様々。

県民緑税と森林環境税（森林環境譲与税）について

2. 他府県等における超過課税の状況

(3) 最近終期を迎えた府県等

- ・ R 4 年度で終期を迎えた府県・・・7 県（秋田、栃木、長野、鳥取、高知、福岡、佐賀）
- ・ R 5 年度で終期を迎えた府県等・・・5 県 1 市（群馬、愛知、三重、大阪、岡山、横浜）

【ポイント】

※全ての府県等において課税期間を延長。

※課税額及び課税率を見直した府県等なし。

（参考：R 6 年度で終期を迎える府県・・・5 県（島根、山口、愛媛、熊本、鹿児島））

(4) 各府県の検討状況

- ・多くの府県でパブリックコメント、府県民や企業向けにアンケート調査を実施。
- ・税負担については、税の徴収意義や活用方針などを理解され、全府県で過半以上の賛同を得ている一方、認知度の低さや二重課税への疑義（棲み分け）等が課題。

【ポイント】

※超過課税延長に際しては、広く県民の意見を収集。

※内容を含め超過課税の認知度向上が必要。

県民緑税と森林環境税（森林環境譲与税）について

2. 他府県等における超過課税の状況【導入状況など】

1 森林整備等を目的とする地方公共団体の超過課税の導入状況（令和6年3月現在、全37府県及び1市）

府県・市名	名称	超過税率		R5税収見込額	導入年度	現行課税期間	備考
		個人	法人				
			均等割額の	億円			
岩手	いわての森林づくり県民税	1,000円	10%	7.2	H18	R3～R7	県民意識アンケート調査R5実施
宮城	みやぎ環境税	1,200円	10%	16.0	H23	R3～R7	
秋田	秋田県水と緑の森づくり税	800円	8%	4.5	H20	R5～R9	
山形	やまがた緑環境税	1,000円	10%	6.5	H19	R4～R8	
福島	福島県森林環境税	1,000円	10%	11.4	H18	R3～R7	
茨城	茨城湖沼環境税	1,000円	10%	17.8	H20	R4～R8	
栃木	とちぎの元気な森づくり県民税	700円	7%	8.8	H20	R5～R9	県民、市町、関係団体にR4アンケート調査
群馬	ぐんま緑の県民税	700円	7%	8.7	H26	R6～R10	県民アンケートR4実施
神奈川	水源環境保全税	300円 0.025%	—	42.0	H19	R4～R8	
富山	水と緑の森づくり税	500円	5～12.5% 定率に換算	3.9	H19	R4～R8	法人は資本金の額に応じた税率により課税
石川	いしかわ森林環境税	500円	5%	3.7	H19	R4～R8	
山梨	森林及び環境保全に係る県民税	500円	5%	2.8	H24	R4～R8	県民、企業にR3アンケート調査
長野	長野県森林づくり県民税	500円	5%	6.9	H20	R5～R9	県民、企業にR4アンケート調査
岐阜	清流の国ぎふ森林・環境税	1,000円	10%	12.7	H24	R4～R8	
静岡	森林(もり)づくり県民税	400円	5%	10.0	H18	R3～R7	
愛知	あいち森と緑づくり税	500円	5%	24.2	H21	R6～R10	R4に県民・法人・市町村・事業関係者にアンケート
三重	みえ森と緑の県民税	1,000円	10%	10.9	H26	R6～R10	県民意識調査R4実施
滋賀	琵琶湖森林づくり県民税	800円	11%	7.2	H18	R3～	必要時に見直し
京都	豊かな森を育てる府民税	600円	—	7.5	H28	R3～R7	
大阪	大阪府森林環境税	300円	—	12.0	H28	R6～R9	課税期間4年間、事業期間は～R10
兵庫	県民緑税	800円	10%	24.0	H18	R3～R7	
奈良	奈良県森林環境税	500円	5%	3.8	H18	R3～R7	県民及び県内企業アンケート調査R5実施
和歌山	紀の国森づくり税	500円	5%	2.7	H19	R4～R8	
鳥取	豊かな森づくり協働税	500円	5%	1.7	H17	R5～R9	R4県民アンケート実施 R5 4月に森林環境保全税を廃止し、新設
島根	水と緑の森づくり税	500円	5%	2.0	H17	R2～R6	県民アンケートR5実施、R6に関係団体への意見聴取、パブリックコメントを予定
岡山	おかやま森づくり県民税	500円	5%	5.9	H16	R6～R10	県民満足度調査R4実施
広島	ひろしまの森づくり県民税	500円	5%	8.8	H19	R4～R8	県民アンケートR3実施
山口	やまぐち森林づくり県民税	500円	5%	4.0	H17	R2～R6	
愛媛	森林環境税	700円	7%	5.4	H17	R2～R6	県民アンケート、県民意見交換会を実施。 R6にパブリックコメントを実施予定
高知	森林環境税	500円	500円	1.7	H15	R5～R9	県民世論調査・企業アンケート調査R4実施
福岡	福岡県森林環境税	500円	5%	15.3	H20	R5～R9	アンケート調査（R3市町村、R4県政モニター）
佐賀	佐賀県森林環境税	500円	5%	2.5	H20	R5～R9	県民意識調査R3実施（県民、法人、森林関係団体、市町）
長崎	ながさき森林環境税	500円	5%	3.9	H19	R4～R8	県民意識アンケートR2実施
熊本	熊本県水とみどりの森づくり税	500円	5%	5.0	H17	R2～R6	
大分	大分県森林環境税	500円	5%	3.3	H18	R3～R7	
宮崎	森林環境税	500円	5%	3.1	H18	R3～R7	県民意識調査R5実施
鹿児島	みんなの森づくり県民税	500円	5%	4.5	H17	R2～R6	R元年名称変更 R5県政モニターアンケート、R6市町村アンケートを実施
横浜市	横浜みどり税	900円	9%	28.8	H21	R6～R10	市民意識調査R4実施
	平均	652円		351.1億円			

※「税収」欄は令和5年度見込額（林野行業務参考資料）

2 令和3年度に終期を迎えた他府県の状況（10県）

府県	終期	改正条例議会上程	状況
山形県		令和3年12月	現行どおり5年間延長
茨城県		令和3年12月	現行どおり5年間延長
神奈川県		令和3年9月	現行どおり5年間延長
富山県		令和3年9月	現行どおり5年間延長
石川県	R4.3.31	令和3年12月	現行どおり5年間延長
山梨県		令和3年12月	現行どおり5年間延長
岐阜県		令和3年12月	現行どおり5年間延長
和歌山県		令和3年12月	現行どおり5年間延長
広島県		令和4年2月	現行どおり5年間延長
長崎県		令和3年11月	現行どおり5年間延長

3 令和4年度に終期を迎えた他府県の状況（7県）

府県	終期	改正条例議会上程	状況	備考
秋田県			5年間延長	
栃木県		令和4年12月	5年間延長	
長野県		令和4年11月	5年間延長	再造林に重点化
鳥取県	R5.3.31	令和4年12月	新設	※
高知県		令和4年9月	5年間延長	
福岡県		令和4年12月	延長	
佐賀県		令和4年9月	5年間延長	

※ R5.4月にこれまでの森林環境保全税を廃止し、豊かな森づくり協働税（R5～9年度）を新設。

4 令和5年度に終期を迎えた他府県、市の状況（5県1市）

府県	終期	改正条例議会上程	状況	備考
群馬県		令和5年5月	5年間延長	
愛知県		令和5年9月	5年間延長（～R10）	10年計画（5年毎評価）
三重県	R6.3.31		5年間延長	5年毎に検討、措置
大阪府		令和5年9月	4年間延長（課税期間）	事業期間～R10
岡山県		令和5年11月	5年間延長	
横浜市		令和5年12月	5年間延長	

5 令和6年度に終期を迎える他府県（5県）

府県	終期	改正条例議会上程	状況	備考
島根県		令和6年11月予定	現行のまま継続予定	
山口県		令和7年2月予定	R6検討・協議中	
愛媛県	R7.3.31	令和6年12月予定	現行のまま継続予定	
熊本県				
鹿児島県		令和6年9月県議会の委員会で説明	現行のまま継続予定	令和6年11月に今後のあり方を決定・公表予定

6 令和7年度に終期を迎える他府県（9府県）

岩手県、宮城県、福島県、静岡県、京都府、**兵庫県**、奈良県、大分県、宮崎県
（滋賀県は時限措置としておらず必要時期に見直し）

県民緑税と森林環境税（森林環境譲与税）について

3. 県内市町における森林環境譲与税の使途

(1) 様々な用途に活用

- ・森林整備から木材利用、人材育成のほか、普及啓発や森林経営管理制度に基づく各種作業（情報整理、意向調査や集積計画の作成等）等、県民緑税とも棲み分けて様々な用途に活用。

用途区分	各市町の活用事例
森林整備	<ul style="list-style-type: none"> ○人工林の間伐整備（朝来市、丹波篠山市、宍粟市、香美町ほか） ○集落裏山等の小規模な里山林整備（丹波市、三田市ほか） ○国・県の補助要件を満たさない森林整備への支援（神戸市、西脇市ほか） ○林道・作業道等の基盤整備（姫路市ほか） ○住民等が行う森林整備活動への支援（神戸市、多可町ほか）
木材利用	<ul style="list-style-type: none"> ○教育施設等の木造・木質化（明石市、淡路市ほか）
人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ○林業研修会の開催（養父市ほか）
普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○木育活動や地元産材のPR（宍粟市ほか）
情報整理等	<ul style="list-style-type: none"> ○林地台帳、図面等の関連情報の整備（神戸市ほか） ○持続的な森林管理を目的とした町有林化の促進（佐用町）

県民緑税と森林環境税（森林環境譲与税）について

4. 県内市町における森林環境譲与税の用途基準（例：その①）

市町	事業名	補助対象の内容や補助率等	県民緑税との重複
神戸市	里山整備支援事業	地域や団体等が行う森林整備、資機材の購入、講習会。 【事業費の95%以内（上限300万円）】3年間の活動継続を義務づけ。	※ <u>県民緑税の対象地は除外</u>
	緑地の保全、育成及び市民利用を図るための私有林整備事業	市が、人工林の間伐・広葉樹林化、病虫害対策、溪畔林の整備、危険木伐採、獣害対策、県民緑税実施箇所の効果維持のための整備、管理道の作設や復旧、ハイキング道路や案内板の整備、簡易防災施設の整備。	※ <u>県民緑税の対象地は除外</u>
高砂市	危険木伐採事業等補助金	所有者等が行う危険木の伐採、撤去及び処分に補助。 【経費の1/2補助（上限20万円）】	※ <u>県民緑税の対象地は除外</u>
	小規模森林整備事業支援対策補助金	地域や団体等が行う森林整備。（植栽・下草刈・除伐・間伐・伐採等） 【100円/m ² （上限30万円）】最長5年間。	※ <u>県民緑税の対象地は除外</u>
香美町	環境保全型森林整備事業	森林経営計画が未策定な森林で自伐型林業者等が行う間伐整備、作業道作設に補助。【間伐：16.3万円/ha】	※ <u>国庫補助事業の対象外</u>
	環境保全型森林整備事業	地域が行う危険木伐採や林縁部の緩衝帯整備に補助。 【危険木伐採（上限100万円）、緩衝帯整備（上限100万円）】	※ <u>県民緑税の要件を満たす場合は申請者に案内</u>
丹波市	森林吸収源整備事業	森林所有者や林業事業者が行う間伐、作業道の開設。 【県の造林標準単価に準ずる】	※ <u>既存事業の補助対象とならない森林</u>
	緊急里山整備事業	市が人家裏（居住建物のみ）の危険木や竹林の伐採、間伐を実施。伐採業務を入札で事業者へ委託。	※ <u>県民緑税の対象地は除外</u>

県民緑税と森林環境税（森林環境譲与税）について

4. 県内市町における森林環境譲与税の使途基準（例：その②）

市町	事業名	補助対象の内容や補助率等	県民緑税との重複
加東市	森林整備関連事業	市が人家裏の危険木伐採や過密林の間伐、山裾の緩衝帯整備等を実施。 森林整備：0.1ha～1.5ha未満、緩衝帯整備：1.5ha以上	※県民緑税の対象地は除外
姫路市	条件不利地間伐推進事業	森林経営計画が未策定な森林で、間伐や簡易土留工の整備に補助。【国が発行する必携を準用】	間伐は定めなし。 ※簡易土留工は、県民緑税の対象地は除外
たつの市	里山整備活動支援事業	集落近くの里山整備等の活動に補助。（必要な原材料、機械リース料、安全確保用具等）【年間20万円上限】	定めなし（ただし、上限額が低額のため、実質的には県民緑税の対象地は除外）
養父市	環境保全型森林整備事業	森林経営計画の策定困難森林で森林所有者や林業事業者等が行う間伐整備、作業道整備に補助。 【搬出間伐（42万円/ha）、切捨間伐（14万円/ha）】	※国庫補助事業の対象外
	環境保全型森林整備事業	森林所有者や地域等が行う危険木伐採や林縁部の緩衝帯整備に補助。 【危険木伐採（上限75万円）、緩衝帯整備（上限60万円）】	※県民緑税の要件を満たす場合は申請者に案内

【ポイント】

※実施要領等で「県民緑税の対象地（他事業により採択可能な事業地）は除外する」旨を明文化したり、県民緑税の要件を満たす場合は県事業を申請者に案内するなど、市町においても棲み分けに対し一定の配慮がなされている。

県民緑税と森林環境税（森林環境譲与税）について

5. 両税における用途の違い

- 「県民緑税」は森林の防災面での機能強化に特化しているのに対し、森林環境譲与税は地域の実情に応じて様々な用途に活用。

区分	県民緑税	森林環境譲与税
森林整備	<ul style="list-style-type: none"> ・斜面の土砂流出抑制のための土留工の設置。 ・溪流での災害緩衝林の造成、簡易流木止め施設の設置。 ・倒木や崩壊のおそれのある集落裏山での危険木の伐採や簡易防災施設の設置。 ・広範囲にわたる手入れ不足の高齢人工林を部分的に伐採し、跡地に広葉樹を植栽。（気象害に強い森林の造成） ・野生動物との棲み分けを図るバッファゾーンや野生動物生息地となる奥地林の整備。（獣害による森林荒廃の防止） ・斜面崩壊の危険性がある都市部の森林において森林整備や土留工を設置。 ・地域住民等による自発的な森林整備活動に必要な資機材の購入費や危険・重労作業の委託支援。等 	<ul style="list-style-type: none"> ・人工林の間伐。 （一部市町では、森林経営管理制度に基づき、市町が管理する森林等、条件を整理） ・集落裏山等の里山林整備。 （一部市町では、小規模（国や県の補助対象とならない森林等）な森林等、条件を整理） ・林道、作業道等の基盤整備 ・登山道や周辺森林の整備。 ・森林病虫害、獣害対策。 ・インフラ周辺の森林整備。 ・主伐・再造林施業のモデル試験施工。 ・地域住民等への活動支援。等 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>用途が重複する森林整備は、県民緑税の対象とならない小規模なものが多い</p> </div>
人材育成	—	<ul style="list-style-type: none"> ・林業事業者等への支援 ・研修生への支援研修 ・担い手確保のための情報発信 等
木材利用	—	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の木造木質化 ・木製品の制作・利用、体制整備 ・集積ヤードの整備 等
普及啓発	—	<ul style="list-style-type: none"> ・シンポジウム、イベント、交流会等の開催 ・木育活動、環境学習 ・啓発用パンフレットの作成 等
情報整理等	—	<ul style="list-style-type: none"> ・林地台帳や関連情報の整備 ・森林所有者への意向調査 ・森林資源情報の調査 等